

職員 各位

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する なお一層の職員対応指針及び休暇の取り扱いについて

4月10日付メールにて、職員対応指針及び休暇の取り扱いについてご連絡させていただきましたが、現在、三重県を含め全国的に感染者拡大の報告が行われており、利用者さま、職員、関係者の方など身近な感染者が発生する可能性を否定できない状況にあります。そこで、なお一層の、職員対応指針について次のとおりお示しいたしますので、感染予防につきまして、これまで以上の対応をよろしくお願いいたします。

なお、休暇につきましては、職員（正規、嘱託、臨時を問わず全職員）又は、家族に発熱等がみられ、勤務しないことがやむを得ない場合は、特別休暇としてお取り扱い下さい。

職員対応指針 ～「新しい生活様式」の徹底～

- ①出勤前に検温し、勤務実績報告書などに記入
- ②換気（室内、車両）
- ③手洗い、マスク着用
- ④手指消毒 ※外出先から戻った際は必須
- ⑤50名以上が集まる会議の主催中止等
- ⑥車両、備品（電話機、机、手すり等）の消毒
- ⑦市外への出張、市外からの来所は代替措置を考察
- ⑧職員自身及び同居家族に発熱やコロナウイルス感染が疑われる症状が発生した場合は、所属長へ報告し、その後の対応についての指示を受ける
- ⑨職員及び同居家族について、不要不急な感染多発地域等への外出を控え、感染予防に十分配慮する。